

訪問看護サービス利用料金表(介護保険)

介護保険法に基づく当事業所の訪問看護サービス利用料は以下のとおりです

旭川厚生訪問看護ステーション

基本的な料金		利用料	
訪問看護1回につき、次の利用料を算定します		予防	介護
20分未満		303単位	314単位
30分未満		451単位	471単位
30分以上60分未満		794単位	823単位
60分以上90分未満		1,090単位	1,128単位
サービス提供体制強化加算		6単位	6単位

緊急時の訪問看護体制に関する加算

あらかじめ利用者の同意が得られた場合は、毎月1回緊急時訪問看護加算を算定します。
なお、この料金については月の初回訪問時に算定されます。

特別な管理を要する利用者への加算

特別管理加算Ⅰ 月 500単位 気管カニューレを使用 胃ろうがある 留置カテーテルを使用	特別管理加算Ⅱ 月 250単位 在宅酸素を使用 自己導尿を行っている 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
--	--

初回

月初め

月2回目～

緊急時訪問看護加算	600単位
医療機関からの退院にむけた取り組みに対する加算	
・退院時共同指導加算	600単位
病院等から退院する利用者に対して入院していた病院等の医師もしくはその従事者と共同して療養上の指導を ※ 料金については初回訪問時に算定させていただきます。	
・初回加算Ⅰ	350単位
新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所から退院した日に初回の訪問看護を提供した時に算定させていただきます。	
・初回加算Ⅱ	300単位
新規に訪問看護計画書を作成し、病院・診療所から退院した翌日以降に初回の訪問看護を提供した時に算定させていただきます。	
*ただし、退院時共同指導加算を算定した場合には、算定しません。	

時間外の訪問看護料金	
夜間・早朝(午後6時～午後10時または午前6時～午前8時) 基本的な料金の25%が加算	深夜(午後10時～午前6時) 基本的な料金の50%が加算
*ただし、特別管理加算を算定されている方については、2回目以降から対象となります。	

ターミナルケア加算 2500単位 自宅で看取りを行った場合に算定します。	通常の営業地以外に居住する方にサービス提供を行う場合 中山間地域等提供加算 基本料金の5%を加算
---	--

複数名訪問加算 同時に2名訪問看護を提供した時に算定されます。 30分未満 基本的な料金プラス 254単位 30分以上 基本的な料金プラス 402単位	私は、訪問看護サービス利用料について説明を受け、同意しました 令和 年 月 日
---	---

*所得に応じて割合負担が異なり、特定疾患・生活保護受給者公費負担制 氏名

*自費設定あり 別紙参照

*署名がある場合は捺印不要

*介護保険利用中において、状態の悪化や病状の変化により医療保険への変更に伴い料金変更する場合も
ございますので御了承下さい。(関係法令に基づき)その際再度料金説明をさせていただきます。 R.6.6改定